

白岡市介護保険条例（抜粋）

平成12年3月15日

条例第5号

（介護保険等運営協議会の設置）

第15条 介護保険制度及び高齢者福祉制度の適正かつ円滑な運営を図るため、白岡市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第16条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 市長から諮問を受けた介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定又は変更に関すること。
- （2） 事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- （3） 地域包括支援センターに関すること。
- （4） 地域密着型サービスに関すること。
- （5） その他介護保険事業の運営上必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第17条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 医療関係者
- （2） 保健関係者
- （3） 福祉関係者
- （4） 公募に応じた者
- （5） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第18条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第19条 協議会に会長及び副会長を1人置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第20条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。